

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「第1条第2項に規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同条同項同号ア中「配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号」及び「配偶者暴力防止等法第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同条同項同号イ中「配偶者暴力防止等法第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

別表中

「

霧島市霧島永水2835番地8	耐火構造2階建	4	平成8	特定公共賃貸住宅
----------------	---------	---	-----	----------

」を
「

霧島市霧島永水2835番地8	耐火構造2階建	4	平成8	準公営住宅
----------------	---------	---	-----	-------

」に、
「

霧島市福山町福山4782番地7	耐火構造2階建	4	平成11	特定公共賃貸住宅
-----------------	---------	---	------	----------

」を
「

霧島市福山町福山4782番地7	耐火構造2階建	4	平成11	準公営住宅
-----------------	---------	---	------	-------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項第8号の改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

(提案理由)

平成25年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際をする相手からの被害者について同法を準用することとされたことによる国からの公営住宅の取扱いについての通知に伴い、及び特定公共賃貸住宅の空き室対策のため、国の承認を受けて、特定公共賃貸住宅2団地を準公営住宅として管理するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。